

件名：中学校学習指導要領案について

氏名：公益社団法人全国学校図書館協議会

職業：団体

住所：〒112-0003 東京都文京区春日 2-2-7

電話：03-3814-4317

意見： 中学校学習指導要領（案）の第1章総則「第3 教育課程の実施と学習評価」に、
「(7)学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。また、地域の図書館や博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実すること。」に学校図書館を計画的に授業で活用することが明記されたことにより、学校図書館の「学習センター」「情報センター」「読書センター」機能の活用が期待できる。

また、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」の「第4章 学習指導要領等の枠組みの改善と「社会に開かれた教育課程」（2）教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現」にある「① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。」とある。教科横断的な視点で学びを充実するためには、学習に必要な多様な資料が教科別ではなく日本十進分類法などにより規則正しく分類・整理された学校図書館の機能を活用することが有効である。学校図書館で分類・整理され、規則正しく配架された資料は、自らの課題を生徒が主体的に検索して選び出すことができる。各教科での課題を明確にして互いに話し合い、深く探究できるような学習環境により「主体的・対話的で深い学び」の実現ができる。

そこで、総則の「第3 教育課程の実施と学習評価（7）」に、「教科等横断的な学習にも対応できるように分類・整理されている学校図書館資料を活用しての指導を充実すること。」を追加していただきたい。